

小樽市中小企業等省エネ推進補助金 Q&A

- Q1 市内で事業を行っており、法人の本社は市外にあるが対象となるか。**
市内で事業を行っている事業所があれば対象となります。
- Q2 市内に事業所があり、法人の本社は市外にある。
事業所の代表者が申請する場合、委任状は必要か。**
本社の代表者が申請する場合を除き、委任状の提出が必要です。
- Q3 交付申請前に発注した設備は対象となるか。**
対象となりません。
交付決定前の着手は対象外のため、導入設備の発注は交付決定後に行う必要があります。
- Q4 省エネ診断結果において、消費エネルギーの削減率の合計が 10%以下の場合には補助対象にならないのか。**
省エネ診断結果による消費エネルギー削減率の合計が 10%以下の場合であっても、設備単体の更新により、当該設備の消費エネルギー削減率が年率 10%以上低減する提案を受けている場合は、その設備の更新については補助対象となります。
- Q5 いつまでに事業を完了すればよいのか。**
令和8年12月28日(月)までに、導入設備の発注、納入、検収、支払等のすべての手続きを完了してください。

※随時更新